

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ **参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先に御連絡ください。**

《留意事項》

- 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。
- 2 案件内容
別添「オープンカウンター方式による見積依頼案件」のとおり
- 3 連絡先（見積書等の問合せ先及び提出先）

〒920-8553 石川県金沢市鞍月一丁目1番地
中部管区警察局石川県情報通信部通信庶務課経理係
代表電話番号 076-225-0110
FAX番号 076-225-0208
メールアドレス ishikawa.CGA@npa.go.jp

 - ※ 説明等を受けるため来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。
 - ※ 見積書は郵送、FAX、電子メールのいずれでも提出可能ですが、FAX又は電子メールによる提出の場合は、必ず見積書に**担当者氏名（フルネーム）**と**担当者連絡先**を記載するとともに、送付した旨の電話連絡をお願いします。
 - ※ 見積書は、提出方法に関わらず締切日時必着とし、**封筒、送付書、メールタイトル等に「オープンカウンター見積書送付」と記載するようお願いします。**見積書の提出期限までに提出、到達できなかった見積書は無効となりますので御注意ください。
 - ※ 見積書の様式は、各社の見積書で結構ですが、「見積書記載要領」の内容を満たしていなければ無効となりますので御注意ください。
- 4 契約の相手方及び契約金額について
提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
見積額は、各案件において特段の指示のない限り、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。
- 5 見積合わせ結果について
見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。
- 6 契約書等作成の要否について
会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）。
- 7 その他
見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

見積書記載要領

各社の見積書様式での提出も可能ですが、以下の吹き出し部分の**内容は必須**です。なお、必須事項の記載なき見積書は無効となりますので、ご注意願います。

御見積書

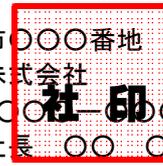
見積書提出日を記載してください。

令和 年 月 日

中部管区警察局石川県情報通信部長 殿

下記のとおりお見積り申し上げます。

〇〇県〇〇市〇〇〇番地
〇〇〇〇〇株式会社
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇



担当 △△ △△
TEL △△△-△△△-△△△△

消費税込の見積額を記載

合計金額 ¥〇〇, 〇〇〇- (消費税込)

※社印、代表者印を省略する場合
担当者名（フルネーム）、連絡先を記載願います。代表者と連絡先が同じ場合は、「代表者に同じ」等の記載をお願いします。

品名	規格	数量	単価	金額
〇〇〇〇 △個 外口件		1式		〇〇〇, 〇〇〇
案件内容は、『オープンカウンター方式による見積依頼案件』に提示された件名を記載願います。				
			小計	〇〇, 〇〇〇
			消費税	〇〇〇
			合計	〇〇, 〇〇〇

消費税額は円未満切捨となります。

オープンカウンター方式による見積依頼案件

案件番号	件名	見積提出期限	仕様書公開	担当部署	担当	備考
1	令和6年度通信機器配線等作業	令和6年 5月 24日 17時45分	公開	通信庶務課	経理係	
2		令和 年 月 日 17時45分				
3		令和 年 月 日 17時45分				
4		令和 年 月 日 17時45分				
5		令和 年 月 日 17時45分				
6		令和 年 月 日 17時45分				
7		令和 年 月 日 17時45分				
8		令和 年 月 日 17時45分				
9		令和 年 月 日 17時45分				
10		令和 年 月 日 17時45分				

- ※1 案件内容の説明等を受けるため来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。
- ※2 仕様書が非公開の案件の内容の説明等は、事前に電話連絡をお願いします。説明等の方法について、別途、連絡するので、その方法に従ってください。

オープンカウンター方式による見積依頼案件別説明書

中部管区警察局石川県情報通信部

1 案件名

令和6年度通信機器配線等作業（案件番号1）

2 契約形態

本件は、受注者が発注者の依頼に基づいて随時作業を実施し、発注者は契約時に定めた作業単価により支払いを行う、年間の単価契約である。

3 作業内容及び作業場所

別添「特記仕様書」のとおり。

4 契約書

本件は別添「作業請負契約書」のとおり、契約書を締結するものとする。

5 見積書の作成及び提出

(1) 見積金額

別添「作業請負契約書」の別表「契約単価表」に記載されている予定数量に基づき、契約予定金額の総額（消費税込）を記載すること。

(2) 見積内訳書

見積合せの結果、契約の相手方となった者については、各作業の予定数量と作業単価を記載した見積内訳書を速やかに提出すること。

(3) 提出方法

郵送により提出する場合、配達記録を追跡可能な方法（書留、レターパック等）とすること。

FAX又は電子メールにより提出する場合は、送付後速やかに以下6の担当者で電話で連絡すること。

6 問合せ先

(1) 見積書の提出及び契約手続きに関する事

通信庶務課 経理係

電話番号 076-225-0110 内線6042

(2) 仕様書の内容に関する事

通信施設課 施設第3係

電話番号 076-225-0110 内線6188

特記仕様書

1 作業名称

令和6年度通信機器配線等作業

2 作業場所

石川県警察本部、県内各警察署等及び別途指示する場所
別紙「作業場所一覧表」のとおり。

3 作業概要

作業場所において発注者が支給する電話機、FAX、リモコン、LAN端末装置、LAN印字装置及びLANアンプレットの 신설、既設機器の移設及び撤去作業を実施する。

4 契約期間

契約締結日の翌日から、令和7年3月31日まで

5 一般事項

- (1) 本作業は本特記仕様書に基づき係官の指示を受けて作業するほか、関係法令、基準等に定めがある場合にはこれに基づいて実施すること。
- (2) 作業は警察業務及び第三者に支障を与えないように行い、そのおそれがあるときは係官の指示を受けること。
- (3) 受注者は当日の作業予定を就業前に、進捗状況を就業後に係官に連絡すること。
- (4) 係官が別途指示する工程は、係官立ち会いの上で作業すること。
- (5) 本特記仕様書に明記されていない事項についても、その性質上当然本作業の範囲に含まれるものについては受注者の負担において作業すること。
- (6) 本特記仕様書の解釈について疑義を生じたときは、速やかに係官に連絡して指示を受けること。

6 受注者調達材料

- (1) 作業概要で支給する以外の使用材料はすべて受注者において調達すること。
- (2) 受注者の調達材料は本仕様書の必要条件を十分に満足するJIS等の規格品とし、特に指定するものはあらかじめ現品を提示して係官の承認を受けること。

7 作業実施中の留意事項

作業実施中に作業従事者又は第三者に及ぼした危害、物件への損傷、支給材料の紛失、損害等については、すべて受注者において補償すること。

8 作業要領

(1) 作業は原則として執務時間（午前9時00分から午後5時45分まで）内とする。

(2) 作業手順

受注者は「作業指示書」（様式1）及び係官の指示に基づいて作業を実施すること。

作業種別は別添1「作業種別一覧」のとおりとする。また、作業種別ごとの作業内容は別添2「作業内容」のとおりとする。

9 提出書類

係官が受注者に指示する作業指示書（様式1）ごとに下記の書類を提出すること。

ア 作業承諾書（様式1）

「作業指示書」の内容を確認後、速やかに係官に提出すること。

イ 作業確認書（様式2）

「作業指示書」に基づく作業が完了次第、係官に提示し確認を受けること。

ウ 作業完了届（様式3）

作業完了後、「作業確認書」を添えて係官に提出すること。

エ 作業実施写真

作業後に明視不可となるものは必ず写真撮影を行い、作業完了後速やかに提出すること。

オ その他係官が提出を求めた書類

10 検査

検査は、「作業完了届」（様式3）の結果をもって行うものとする。

11 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。

(2) 本作業により知り得た情報は他の者に漏らしてはならない。

(3) 本作業により取得した資料は、作業完了後係官に返却すること。

作業場所一覧表

作業場所	住 所
石川県警察本部	金沢市鞍月1丁目1番地
金沢中警察署	金沢市下本多町六番丁15番地1
金沢東警察署	金沢市元町2丁目15番1号
金沢西警察署	金沢市金石本町イ1番地の1
大聖寺警察署	加賀市大聖寺東町1丁目1番地
小松警察署	小松市上小松町乙163番地1
能美警察署	能美市三道山町子28番地
白山警察署	白山市倉光9丁目11番地1
白山警察署鶴来庁舎	白山市月橋町644番地
津幡警察署	河北郡津幡町字加賀爪又40番地3
羽咋警察署	羽咋市旭町ユ20番地4
七尾警察署	七尾市小島町九部4番地5
輪島警察署	輪島市杉平町鬼田1番地の4
輪島警察署穴水庁舎	鳳珠郡穴水町字川島カ4番地の1
珠洲警察署	珠洲市上戸町北方ろ字15番地1
珠洲警察署能登庁舎	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地
運転免許センター	金沢市東蚊爪町2丁目1番地
高速道路交通警察隊	金沢市神野町東170番地
機動隊	金沢市小立野1丁目28番25号
警察学校	金沢市小立野1丁目262番地
交通機動隊	野々市市二日市四丁目19番地
その他	県内の指定する場所

作業種別一覧

項目	作業種別	備考
1	アナログ電話機等設置(本部)(警察署)	
2	アナログ電話機等撤去(本部)(警察署)	
3	アナログ電話機等移設(本部)(警察署)	
4	ジャンパー線配線(本部)	
5	ジャンパー線配線撤去(本部)	
6	ジャンパー線配線(警察署)	
7	ジャンパー線配線撤去(警察署)	
8	屋内線配線1(本部)	2P
9	屋内線配線2(本部)	10P
10	屋内線配線3(本部)	20P
11	屋内線配線撤去1(本部)	2P
12	屋内線配線撤去2(本部)	10P
13	屋内線配線撤去3(本部)	20P
14	屋内線配線1(警察署)	2P
15	屋内線配線2(警察署)	10P
16	屋内線配線3(警察署)	20P
17	屋内線配線撤去1(警察署)	2P
18	屋内線配線撤去2(警察署)	10P
19	屋内線配線撤去3(警察署)	20P
20	LANケーブル配線1(本部)	4P
21	LANケーブル配線2(本部)	8P
22	LANケーブル配線3(本部)	24P
23	LANケーブル配線撤去1(本部)	4P
24	LANケーブル配線1(警察署)	4P
25	LANケーブル配線2(警察署)	8P
26	LANケーブル配線3(警察署)	24P
27	LANケーブル配線撤去1(警察署)	4P
28	端子板設置(本部)(警察署)	10P
29	端子板撤去(本部)(警察署)	10P

作 業 内 容

- 1 アナログ電話機等設置(本部)(警察署)
アナログ電話機等(アナログ電話機、FAX、リモコン等)を取り付け、モジュラーローゼット(以下、MJという。)から電話機等までにモジュラーケーブルを配線すること。
- 2 アナログ電話機等撤去(本部)(警察署)
アナログ電話機等を取り外し、MJから電話機等までのモジュラーケーブルを撤去すること。
- 3 アナログ電話機等移設(本部)(警察署)
アナログ電話機等の撤去及び設置を行うこと。
- 4 ジャンパー線配線(本部)(警察署)
MDFにおいてジャンパー線を配線すること。ジャンパー線は、0.5mm²コ撚りとし、色は係官が別途指示する。
- 5 ジャンパー線配線撤去(本部)(警察署)
MDFにおいてジャンパー線を撤去すること。
- 6 屋内線配線 1(本部)(警察署)
 - (1) 最寄りの端子箱から指定するMJまでの間に電子ボタン電話用ケーブル(2P)を配線すること。
 - (2) 電子ボタン電話用ケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。
- 7 屋内線配線 2(本部)(警察署)
 - (1) 最寄りの端子箱から指定する端子板又は集合ローゼットまでの間に電子ボタン電話用ケーブル(10P)を配線すること。
 - (2) 電子ボタン電話用ケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。
- 8 屋内線配線 3(本部)(警察署)
 - (1) 最寄りの端子箱から指定する端子板又は集合ローゼットまでの間に電子ボタン電話用ケーブル(20P)を配線すること。
 - (2) 電子ボタン電話用ケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。
- 9 屋内線配線撤去 1(本部)(警察署)
 - (1) MJ及び端子箱からMJまでの間の電子ボタン電話用ケーブル(2P)を撤去すること。
 - (2) ワイヤプロテクタの敷設がある場合はこれを撤去すること。

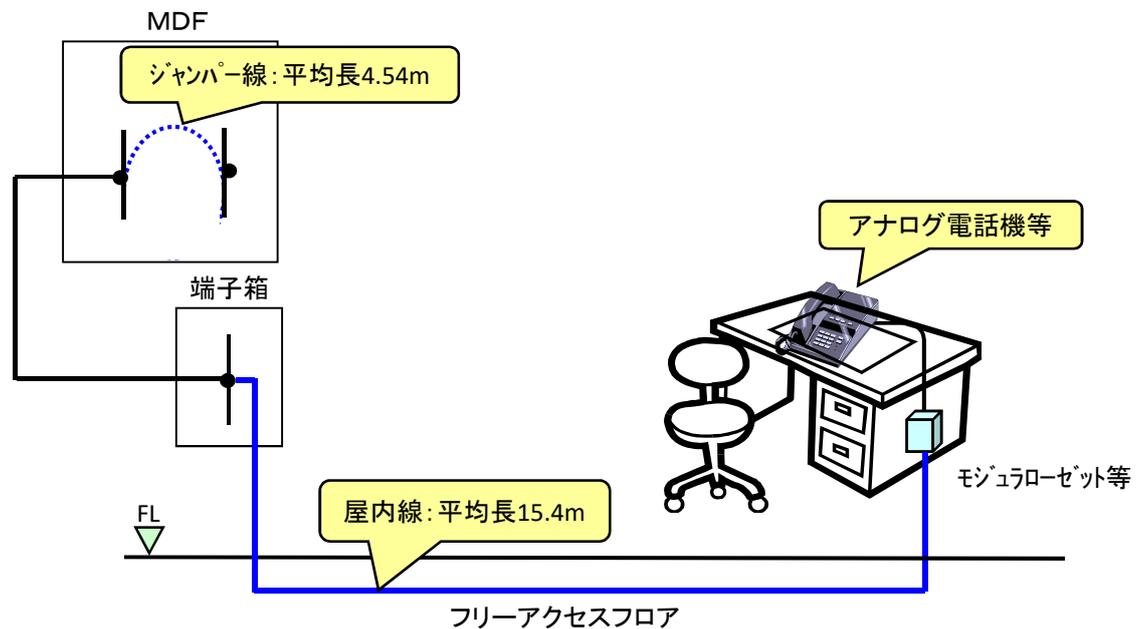
10 屋内線配線撤去 2 (本部) (警察署)

- (1) 端子箱から端子板又は集合ローゼットまでの間の電子ボタン電話用ケーブル (10P) を撤去すること。
- (2) ワイヤプロテクタの敷設がある場合はこれを撤去すること。

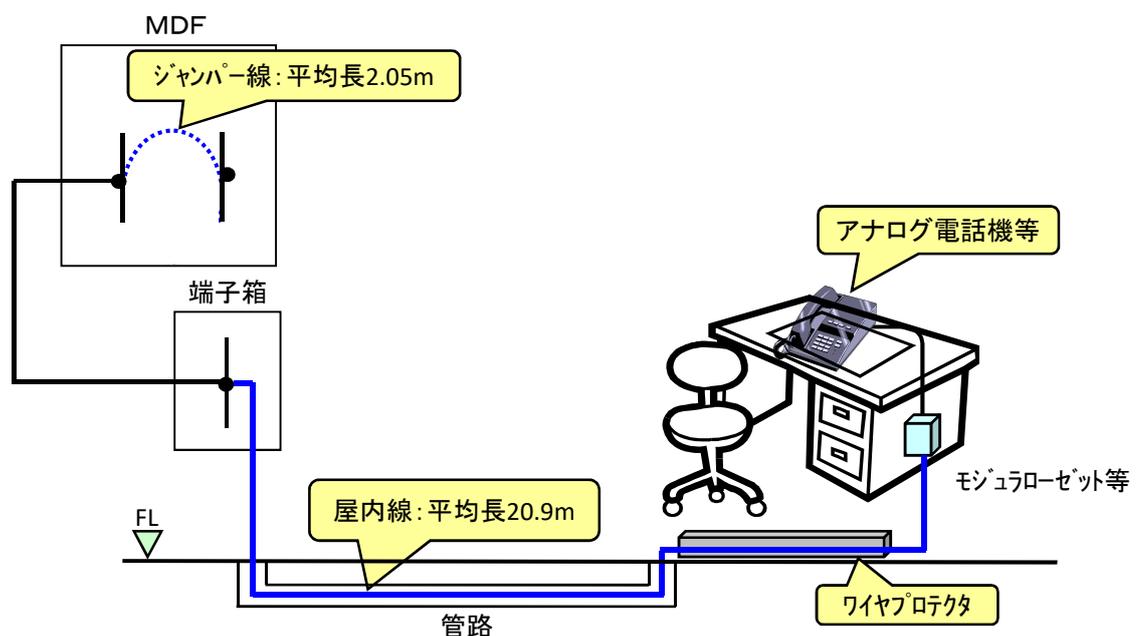
11 屋内線配線撤去 3 (本部) (警察署)

- (1) 端子箱から端子板までの間の電子ボタン電話用ケーブル (20P) を撤去すること。
- (2) ワイヤプロテクタの敷設がある場合はこれを撤去すること。

【項目1~11 作業参考図 (本部)】



【項目1~11 作業参考図 (警察署)】



12 LANケーブル配線 1 (本部) (警察署)

(1) ハブ、パッチパネル又はLANアンプレットからLAN端末装置、IP電話機等までの間にLANケーブル (CAT5e/4P) を配線すること。色は係官が別途指定する。なお配線したLANケーブルについて、LAN試験を行うこと。

(2) LANケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。

13 LANケーブル配線 2 (本部) (警察署)

(1) ハブ、パッチパネル又はLANアンプレットからLAN端末装置、IP電話機等までの間にLANケーブル (CAT5e/8P) を配線すること。色は係官が別途指定する。なお配線したLANケーブルについて、LAN試験を行うこと。

(2) LANケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。

14 LANケーブル配線 3 (本部) (警察署)

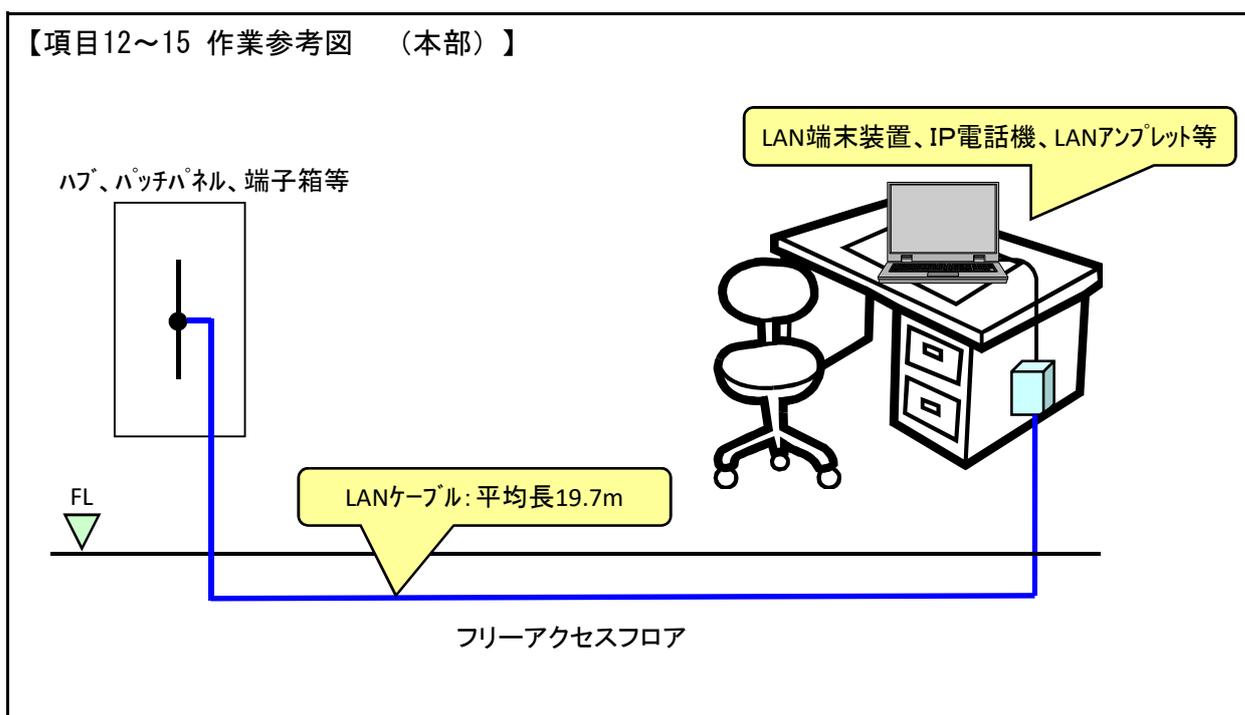
(1) 最寄りの端子箱又はパッチパネルから指定するパッチパネル又はLANアンプレットまでの間にLANケーブル (CAT5e/24P) を配線すること。なお配線したLANケーブルについて、LAN試験を行うこと。

(2) LANケーブルの露出部分にワイヤプロテクタを敷設すること。

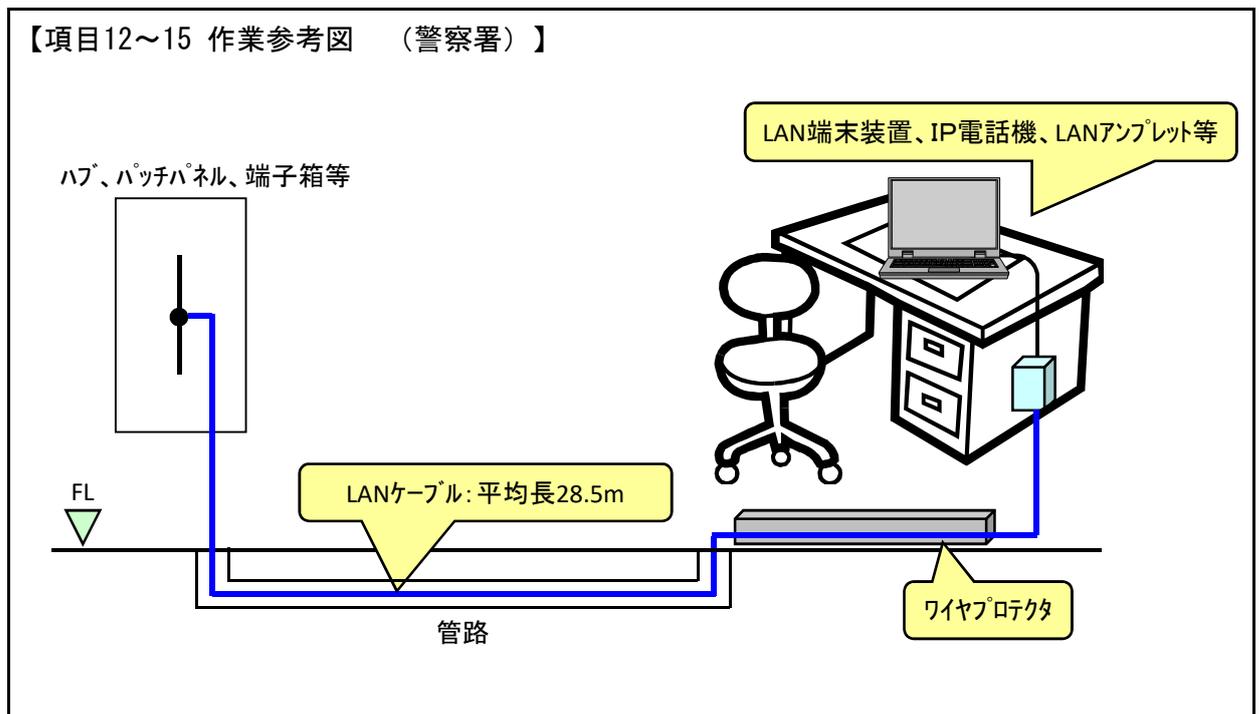
15 LANケーブル配線撤去 1 (本部) (警察署)

(1) ハブ、パッチパネル又はLANアンプレットからLAN端末装置、IP電話機等までの間のLANケーブル (4P) を撤去すること。

(2) ワイヤプロテクタの敷設がある場合はこれを撤去すること。



【項目12～15 作業参考図 (警察署)】



16 端子板設置(本部)(警察署)

端子板(10P-1A)を設置し、ケーブルを接続すること。

17 端子板撤去(本部)(警察署)

接続されたケーブルを外し、端子板を撤去すること。

作業指示書

No. 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 〇〇〇〇〇

作業責任者 〇〇 〇〇 殿

係官

石川県情報通信部 〇〇〇〇課

警察庁技官 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日契約を締結した 令和6年度通信機器配線等作業の契約書第1条に基づき、下記の作業を実施されたい。

記

作業期間	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
作業場所	
作業内容	別紙、作業指示内訳書のとおり
備考欄	

作業承諾書

係官

令和〇〇年〇〇月〇〇日

石川県情報通信部 〇〇〇〇課

〇〇 〇〇 殿

会社名 〇〇〇〇〇

作業責任者 〇〇 〇〇 印

上記作業について、承諾しました。

作業確認書

作業名：令和6年度通信機器配線等作業

指示書 番号	整理番号	電番等	作業種別	単位	数量	単価	履行確認日 年 月 日	作業結果	係官印	備考
	作業費計									

令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の作業が完了したので確認をお願いします。

会社名 〇〇〇〇〇

作業責任者 〇〇 〇〇 印

作業完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

係官

石川県情報通信部 〇〇〇〇課
警察庁技官 〇〇 〇〇 殿会社名 〇〇〇〇〇
作業責任者 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、作業指示書番号No.〇で指示された下記の作業が完了しましたので報告します。

記

作業名	令和6年度通信機器配線等作業
作業期間	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
作業場所	
作業数量	別紙 作業確認書（様式2）のとおり

作業検査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 〇〇〇〇〇
作業責任者 〇〇 〇〇 殿

検査職員

石川県情報通信部 〇〇〇〇課
警察庁技官 〇〇 〇〇 印

上記作業は、令和〇〇年〇〇月〇〇日契約書第〇〇条の検査に としての通知する。

作業請負契約書 (案)

- 1 件 名 令和 6 年度通信機器配線等作業
- 2 契約金額 別表「契約単価表」のとおり
- 3 作業期間 自 令和 年 月 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日
- 4 作業場所 仕様書のとおり
- 5 契約保証金 免 除

上記の作業について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な作業請負契約（単価契約）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地
氏名 分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長
警察庁技官 中村 勝美

受注者 住所
氏名

(目的)

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、表記件名に関する役務（以下「作業」という。）を行い、甲を所管する官署支出官（以下「支出官」という。）は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

2 甲は、第11条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、契約保証金を乙に還付しなければならない。

(作業の内容及び関連作業の調整)

第3条 作業の内容は仕様書のとおりとする。

2 甲は、乙の実施する作業及び甲の発注に係る第三者の実施する他の作業が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う作業の円滑な実施に協力しなければならない。

(臨機の処置)

第4条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由によって、作業が困難になった場合及びそのおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示を求めるものとする。

2 前項において、乙は、甲の指示を待つ時間がなく緊急を要する場合には、方法等を変更することができる。ただし、この場合は速やかに甲に届け出るものとする。

(危険負担)

第5条 作業中に生じた対象機器の滅失、き損及びその他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(検査)

第6条 乙は、作業の完了毎に必要な資料を添付して、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、作業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

4 検査に必要な費用は乙の負担とする。

(請負代金等の支払い)

第7条 乙は、作業において、仕様書に基づく検査に合格（履行完了）したときは、支出官に対し、請負代金の支払を請求することができる。ただし、請求は原則として1箇月分の作業をとりまとめて行うものとする。

- 2 支出官は、前項の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。
- 3 請負代金の額は頭書記載の各契約単価に作業量を乗じて得た額の総額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

（支払遅延利息）

- 第8条 支出官は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

- 第9条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において

て解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲を所管する官署支出官が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲を所管する官署支出官がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（遅延賠償金）

- 第10条 乙は、甲の指定する履行期限内に作業を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
 - 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

- 第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第20条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
 - 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、

当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違

約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約不適合責任）

第16条 甲は、本件作業に関して、本契約の内容に適合しないものがあるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合による発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が実施した作業が契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（再委託）

第16条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第17条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、金沢地方裁判所のみとする。

（秘密の保持）

第18条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第19条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（暴力団排除）

第20条 暴力団排除条項を、別紙において定める。

（人権尊重の確保）

第21条 乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（特記事項）

第22条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認
くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が中部管区警察局石川県情報通信部に対
し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と する 理 由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、
提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認 と した 理 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※ この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

個人情報取扱特記事項

分任支出負担行為担当官 中部管区警察局岐阜県情報通信部長を「甲」、受注者を「乙」とし、個人情報取扱特記事項について、以下のとおりとする。

(個人情報保護の基本原則)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、担当者)

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限等)

- 第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。
また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社(会社法（平成17年法律第86号）第2条1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(収集の制限)

- 第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

- 第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

- 第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

- 第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん(以下「漏えい等」という。)することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認、検査)

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報^の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。

件名: 令和6年度通信機器配線等作業

品名	予定数量	契約単価(円) (消費税抜き)	契約予定金額 (円)	備考
アナログ電話機等設置(本部)(警察署)	2 式			
アナログ電話機等撤去(本部)(警察署)	式			
アナログ電話機等移設(本部)(警察署)	1 式			
ジャンパー線配線(本部)	式			
ジャンパー線配線撤去(本部)	式			
ジャンパー線配線(警察署)	11 式			
ジャンパー線配線撤去(警察署)	1 式			
屋内線配線1(本部)	式			
屋内線配線2(本部)	1 式			
屋内線配線3(本部)	式			
屋内線配線撤去1(本部)	式			
屋内線配線撤去2(本部)	式			
屋内線配線撤去3(本部)	式			
屋内線配線1(警察署)	4 式			
屋内線配線2(警察署)	1 式			
屋内線配線3(警察署)	式			
屋内線配線撤去1(警察署)	1 式			
屋内線配線撤去2(警察署)	式			
屋内線配線撤去3(警察署)	式			
LANケーブル配線1(本部)	2 式			
LANケーブル配線2(本部)	式			
LANケーブル配線3(本部)	式			
LANケーブル配線撤去1(本部)	7 式			
LANケーブル配線1(警察署)	1 式			
LANケーブル配線2(警察署)	式			
LANケーブル配線3(警察署)	式			
LANケーブル配線撤去1(警察署)	式			
端子板設置(本部)(警察署)	式			
端子板撤去(本部)(警察署)	式			
小計				
消費税				
合計				

※ 上記に記載した予定数量はあくまでも予定であり、当該作業等を保証するものではない。
 そのため、発注者の都合により予定作業数等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。